

平成 29 年度 第 3 回

高知市障害者計画等推進協議会 資料

日時：平成 29 年 12 月 1 日（金）18：30—21：00

場所：総合あんしんセンター 3階 大会議室

目次

ページ

高知市障害者計画等推進協議会委員名簿	1
高知市障害者計画等推進協議会条例	2
高知市障害者計画（平成 30～32 年度）素案	
基本理念	4
基本方針	5
計画の推進のために	6
障害者計画体系図	8
施策	
1 保健・医療の充実	9
2 生活支援の充実	14
3 多様な雇用と就労の促進	25
4 療育・保育・教育等における支援体制の充実	28
5 家族支援の充実	43
6 啓発の充実	44
7 生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり	49
高知市障害者計画（平成 30～32 年度）策定	
今後のスケジュール	57

【配布資料】

H29 年度 高知市障害等のある子どもの支援に関する調査 自由記載（抜粋）

高知市障害者計画等推進協議会 委員名簿

委嘱期間:平成 28 年4月1日～平成 31 年3月 31 日

	氏名	所属・役職等
1	小嶋 友乃	公募委員
2	川村 郁子	高知県立療育福祉センター発達支援部部长
3	澁谷 文香	NPO 法人ブルースター就労サポートセンターかみまち所長
4	下田 和正	公募委員
5	鈴木 孝典	高知県公立大学法人高知県立大学社会福祉学部准教授
6	曾根 美智子	(社福)高知市社会福祉協議会 共に生きる課障害者相談支援担当主監
7	高橋 博規	公募委員
8	竹岡 京子	高知市手をつなぐ育成会副会長
9	竹島 和賀子	NPO 法人高知県難病団体連絡協議会理事長
10	中屋 圭二	NPO 法人高知市身体障害者連合会会長
11	久武 稔幸	(社福)ファミーユ高知 高知ハビリテーリングセンター主任
12	松尾 美絵	高知市精神障害者家族会連合会会長
13	松本 郁夫	(社福)太陽福祉会高知障害者就業・生活支援センターシャイン所長
14	矢野川 祥典	高知大学教育学部附属特別支援学校教諭 進路担当
15	山本 博之	(社福)昭和会福祉牧場おおなろ園施設長
16	横田 彰	高知市民生委員児童委員協議会連合会五台山地区会長

●高知市障害者計画等推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第51号)

(設置)

第1条 高知市障害者計画（以下「障害者計画」という。）及び高知市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 障害者計画及び障害福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の見直しに関すること。
- (5) 障害者計画と障害福祉計画との調和に関すること。
- (6) その他障害者計画及び障害福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 障害のある者の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 教育、就労及び雇用関係団体の代表者
- (6) 高知市自立支援協議会の代表者
- (7) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第4号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市障害者計画等推進協議会（高知市障害者計画等推進協議会設置要綱（平成14年5月9日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

高知市障害者計画(平成 30～32 年度) 素案

基本理念

障害の有無にかかわらず，市民一人ひとりが互いに
支え合い，いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

全ての人が共生できる
地域社会の実現

ライフステージ※に沿っ
た夢や希望の実現

障害の有無にかかわらず，市民一人ひとりが互いに支え合い，いきいきと輝いて暮らせるまちづくりのために，お互いに理解し，人格と個性を尊重し合いながら，住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会の実現をめざします。

その社会の中で，障害のある人が自己の能力を最大限に発揮し，夢や希望を実現するための支援体制の構築をめざします。

※ ライフステージ

誕生から死に至るまでの人の人生には，発達や社会生活の側面において，さまざまな段階が存在し，その段階ごとに特徴が現れる。この人生における各々の特徴を持った発達の段階をいう。

基本方針

● 全ての人共生できる地域社会の実現のために

共生社会の実現のためには、障害のある人が生活や活動について自分で選び、決定することができ、地域の一員として包容（インクルージョン[※]）される社会づくりが重要です。

そのために、自立した生活をめざした支援やサービスの充実を図っていくとともに、社会にある障害を理由とした差別や偏見をなくし、ソフト、ハードの両面にわたるバリアフリー[※]を推進していきます。

● ライフステージに沿った夢や希望の実現のために

障害のある人が夢や希望を実現していくためには、その人の可能性や能力を高めることが重要です。

そのためには、その人のライフステージに沿った切れ目ない支援体制や障害の特性や状態、個々のニーズに応じた支援体制の構築とともに、家族への支援も必要です。これらについて、保健・医療・福祉の連携や市民と行政の協働によって充実を図っていきます。

※ インクルージョン

地域社会において、全ての人孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合うことを表す。

※ バリアフリー

高齢者や障害のある人等の行動を妨げている障壁を取り除いた建築設計。また、高齢者や障害のある人等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く心のバリアフリーも含まれる。

計画の推進のために

「障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」を実現するためには、市民、地域、企業、医療・福祉関係機関、障害者団体、NPO、行政がそれぞれの立場で互いに協力し合うことが必要です。そのためには、以下のような役割が求められます。

◎高知市の役割

- ・国や高知県との連携
- ・サービス基盤の整備
- ・バリアフリーの推進
- ・市民・企業・関係機関への支援、協働
- ・人材の育成
- ・実態・ニーズの把握
- ・地域の資源の把握とネットワーク化

◎市民の役割

- ・お互いの人格や個性の尊重、支え合い
- ・主体的な計画推進のための取組への参加

◎障害のある市民の役割

- ・障害者計画推進の主役としてのかかわり
- ・障害ごとの特性や、障害があっても工夫によりいきがいを持ち、生活できること等についての、情報発信による啓発
- ・主体的な生活を送るための自己選択・自己決定

◎地域の役割

- ・住民同士の見守りや声かけといった支え合い活動
- ・民生委員や町内会、各種組織やサークル等の活動

◎企業の役割

- ・障害のある人の雇用に向けての取組
- ・障害のある人が働きやすい環境の整備
- ・障害のある人が利用しやすい環境の整備

- ◎関係機関の役割
- ・ 専門的なサービスの担い手
- 〔 指定事業所
医療機関 等 〕
- ・ 情報提供・相談支援
 - ・ 人材の育成
 - ・ 地域の資源の把握とネットワーク化

- ◎障害者団体の役割
- ・ 意見の集約
 - ・ 障害当事者の活動の支援
 - ・ バリアフリーの普及啓発

- ◎NPO※・ボランティア団体の役割
- ・ 障害のある人のニーズと必要な情報や人とをつなぐ、
自発的な社会貢献活動
 - ・ 市民・行政・企業等の地域の横の連携

※ NPO

Nonprofit Organization の略であり、具体的には、医療・福祉、環境、文化・芸能、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性等あらゆる分野の民間非営利組織で、法人格の有無や種類は問わない。

障害者計画体系図

●は指標・目標値

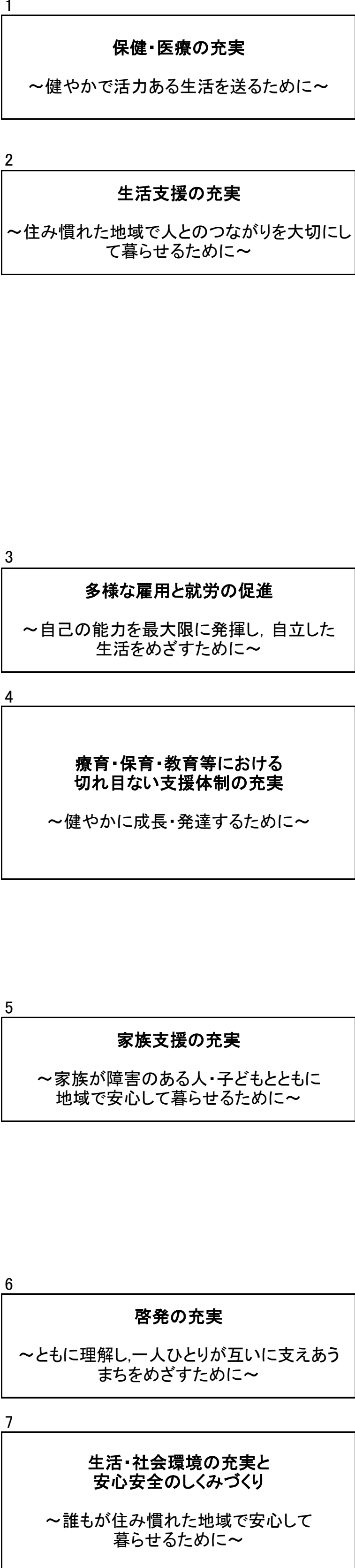
<基本理念>

障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

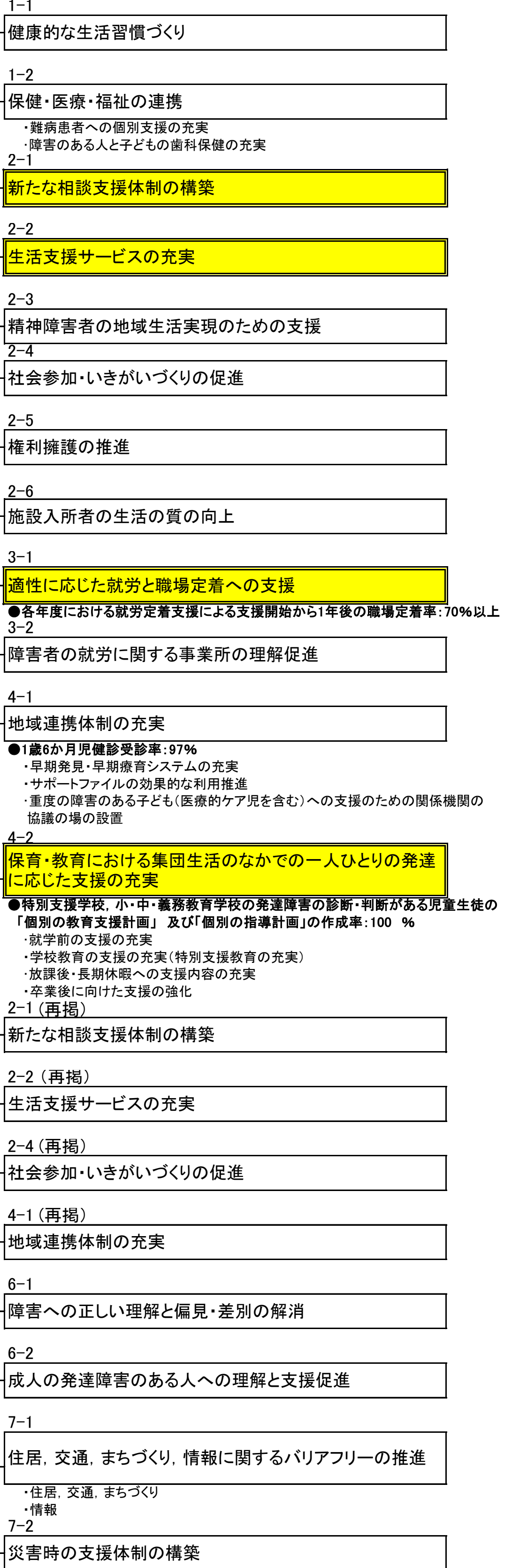
全ての人が共生できる地域社会の実現

ライフステージに沿った夢や希望の実現

<施策区分>



<施策>



1 保健・医療の充実

1-1 健康的な生活習慣づくり

現状と課題

脳卒中後遺症，視覚障害，腎機能障害等の中途障害を予防するために，本市では，平成 25 年度から健康づくり計画の一環として，生活習慣病対策を行ってきました。健診から始まる健康づくりとして，健診受診勧奨や健診結果に基づく保健指導の実施，平成 28 年度からは「いきいき健康チャレンジ事業*注」を開始し，市民の生活習慣の改善や健康づくりを応援する取組を行っています。また，生活習慣病予防や健康管理に関する啓発として，障害者団体等からの依頼を受けて健康講座も実施してきました。

しかし，すべての障害者に健康づくり情報が届き，健康的な生活習慣づくりができるための取組は十分とは言えない現状があり，障害者に関わる関係機関の支援者が精神・身体両面からの健康管理について理解を深めることが大切です。

こういったことから，今後は，中途障害の原因となる生活習慣病を予防するとともに，障害のある人にあわせた健康的な生活習慣づくり等の健康管理を，関係機関の支援者とともに進めていく必要があります。

今後の方向性

○ 健康管理の必要性について関係機関の支援者への啓発や情報提供

関係機関の支援者が，当事者の精神身体両面の健康管理や健康的な生活習慣づくりについて適切に支援していけるよう，啓発や情報提供をする機会をつくれます。

事業等

- ・国保特定健康診査(保険医療課)
- ・各種健康診査(健康増進課)
- ・保健指導・健康講座(健康増進課)
- ・いきいき健康チャレンジ(健康増進課)*
- ・関係機関への研修等(障がい福祉課・健康増進課)

* いきいき健康チャレンジ事業:

「チャレンジ目標(①体重測定②血圧測定③8,000 歩歩く④連続週2日休肝日をつくる⑤禁煙の中から)を1つ決め、3か月実践し記録する」という高知市保健所が取り組んでいる健康づくり事業。

1-2 保健・医療・福祉の連携

【難病患者への個別支援の充実】

現状と課題

「難病の患者に対する医療等に関する法律」が、平成 27 年 1 月に施行され、110 疾病が特定医療費助成（指定難病）の対象となり、平成 29 年 4 月には 330 疾病まで拡大されました。

本市では、法施行前から、医療費助成の新規申請で来所した患者及びその家族に、保健師が面接し、療養相談を実施してきました。平成 27 年 6 月からは、新たに難病相談支援員を配置し、来所申請をする人全員に面接できる体制を整えました。面接後、継続的な対応が必要な場合には、保健師等が訪問して個別支援をしています。また、専門医（神経難病）による難病相談や学習会を実施することで、難病患者や家族だけでなく、支援者についても在宅生活に必要な医学的助言を受けられるよう取り組んでいます。筋萎縮性側索硬化症（ALS）の患者、ご家族の交流会も年 1 回開催しています。

一方、小児慢性特定疾病児童等への支援については、平成 27 年度から、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を NPO 法人高知県難病団体連絡協議会に委託し、ピアカウンセリングや交流会も交えながら相談に応じています。

いずれの支援においても、医療機関や平成 27 年 4 月に県が開設した「こうち難病相談支援センター」等の関係機関とも連携をとって対応しています。

平成 29 年度には、保健所に「難病対策地域協議会」を設置し、難病の患者を支える保健、医療、福祉、就労等の様々な関係機関と協議を行っています。

今後の方向性

○ 相談窓口の周知と個別支援の充実

特定医療費受給者すべての相談窓口として、保健所を周知していく方向で検討します。小児慢性特定疾病についてもより相談しやすい環境を整備していきます。個別支援にあたっては、保健、医療、福祉、就労等多岐に渡る個別の課題に対応できるよう、理学療法士等の専門職や他の機関と連携をとることで充実していきます。

事業等

- ・難病患者の療養相談, 支援(健康増進課)
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(子育て給付課)

【障害のある人と子どもの歯科保健の充実】

現状と課題

障害のある人と子どもの歯科保健の推進のためには、本人や家族、関係者の歯科保健に関する意識の向上が必要です。

本市では、口腔保健支援センターが、関係各課や関係機関と連携して、障害のある子どもの、乳幼児期からの口腔衛生習慣の確立や予防的意識の向上のための啓発や支援を行っています。

また、人材育成の取組として、口腔保健支援センターから市歯科医師会へ委託して、地域の歯科医療機関の歯科専門職を対象とした実習中心の研修を実施し、平成 26～28 年度に延べ 43 歯科医療機関に従事する歯科医師、歯科衛生士が研修を修了しています。

今後の方向性

○ 口腔保健支援センターにおける支援体制の充実

高知市口腔保健支援センターでは、障害のある子どもの乳幼児期からの歯科保健に関する支援を関係各課や関係機関を通じて働きかけを行うとともに、障害のある人や子どもが専門歯科医療機関のみでなく、身近な地域の歯科医療機関にも歯科受診できるよう、今後も市歯科医師会等と連携して取り組んでいきます。

事業等

- ・口腔保健支援センター（健康増進課）

2 生活支援の充実

～住み慣れた地域で人とのつながいを大切にして暮らせるために～

2-1 新たな相談支援体制の構築

重点施策

現状と課題

相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターについては、自立支援協議会で協議を重ね、基幹相談支援センターの役割、機能の検討を行った結果、平成31年度に設置する方向で準備を進めています。

また、平成27年度から必須化されたサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成については、平成29年3月末時点での本市における計画作成の状況は、障害者85%、障害児100%になり、平成30年度には、計画作成率100%を達成できる見込みです。

平成27年度からは、障害者相談支援事業として、市内東西南北4か所に障害者相談センターを設置しています。身近な相談窓口として、徐々に相談件数も増えてきていますが、平成29年度に実施した「高知市障害等のある人の支援に関する調査」からは、「相談先がない」と回答した人が17%、「障害福祉サービスを知らない」という理由でサービスを利用していない人が21%いることが分かり、相談先、福祉サービス制度の周知については今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

全ての障害のある人や子どもへのサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成体制が一定整ってきましたので、今後は障害のある人や子どもの多様なニーズ、生活状況に沿った支援を実践できる人材を育成し、質の向上を図ることが必要です。また、重複障害者への支援、高齢障害者への支援、世帯で複数の課題を抱えた障害者への支援等、障害福祉サービスだけでは解決が困難な状況も増加しています。複合化、複雑化した課題に的確に対応するために、多機関の協働による包括的相談支援体制の構築が必要です。

今後の方向性

○ 基幹相談支援センターの設置

相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターを平成 31 年度に設置します。基幹相談支援センターでは、地域の相談支援体制の強化(人材育成・困難ケース支援)、地域ネットワークの構築、自立支援協議会・各検討会の運営(地域課題に即した検討会の設置)について重点的に取り組めます。

○ 相談窓口の周知

様々な機会、機関を通じて、相談支援体制、福祉サービス制度について、障害のある人や子ども、関係者に対して周知していきます。

○ 質の高いケアマネジメントが提供できる人材の育成

高知県実施の相談支援従事者研修と連携しながら、本市においては基幹相談支援センターを中心に、自立支援協議会、相談支援検討会等と連携を図りながら、定期的な研修を開催し、広い知識と専門性を持つ人材を育成していきます。

事業等

- ・基幹相談支援センター(障がい福祉課)
- ・障害者相談センター(委託相談支援事業)(障がい福祉課)
- ・自立支援協議会、相談支援検討会(障がい福祉課)
- ・難病患者の療養相談・支援(健康増進課)
- ・精神保健福祉相談(健康増進課)

2-2 生活支援サービスの充実

重点施策

現状と課題

平成 18 年の障害者自立支援法，平成 25 年の障害者総合支援法施行以後，障害のある人や子どもに対する生活支援サービスは，制度改正を重ね，拡充・強化がされてきました。現在では，身体障害・知的障害・精神障害に加え，高次脳機能障害，発達障害，難病等に対象者が拡大され，サービスの利用者及び指定事業所数は増加傾向にあります。特に障害児を対象とする放課後等デイサービスは，市内の事業所が急増し，供給体制が整備されてきました。

しかし一方で，以前からの課題である医療的ケアが必要な人や重度障害のある人に対する短期入所や日中活動サービスの供給体制は十分ではありません。また，障害特性に応じた一人ひとりのニーズに対応するためには，今以上に事業所の質の向上や連携体制等，充実が求められています。

平成 29 年度に実施した「高知市障害等のある人の支援に関する調査」では，「在宅サービス」「グループホーム・入所施設」「職業訓練・就労支援」等の充実を求める意見が多く寄せられました。また，平成 27 年度以降，自立支援協議会においては，地域生活支援拠点の整備や事例に関する検討を重ね，家族の介護負担軽減に有効な「短期入所」の整備を重点的な項目に掲げました。新規に2事業所が指定を受けるなど，成果もある一方，さらなる質の向上と量の充実が必要です。

障害の重度化・高齢化・多様化等に加え，世帯の中で課題が複合・複雑化し，単一機関で支援することが困難な事例や，制度の狭間にある事例が増加しています。国においては，これからの福祉施策の方向性として，「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた関係法令の改正が行われており，2020 年代初頭には全面展開を目指しています。本市においても包括的な支援体制の整備に向けた連携体制の協議を行っていく必要があります。

今後の方向性

○ ニーズに応じた地域生活の支援体制の整備

相談支援専門員をはじめとする関係機関と、個別支援会議を通じて解決が難しい地域課題を把握し、自立支援協議会の場で本市に求められる支援体制や地域生活支援拠点等の基盤整備について協議していきます。また、各法人に情報提供等を行い、サービス提供体制確保に向けた働きかけを行っていきます。

他機関が開催する既存の協議の場へ参加を行い、平成31年度に設置する基幹相談支援センターや自立支援協議会を中心に、人材育成やサービスの質の向上、関係機関のネットワーク構築の推進に取り組んでいきます。

事業等

- ・介護給付(障がい福祉課)
- ・訓練等給付(障がい福祉課)
- ・障害児通所給付(障がい福祉課)
- ・地域生活支援事業(障がい福祉課)
- ・自立支援協議会(障がい福祉課)
- ・基幹相談支援センター(障がい福祉課)

2-3 精神障害者の地域生活実現のための支援

現状と課題

国では、平成 16 年9月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心へ」というスローガンを掲げ、受入条件が整えば退院が可能な精神障害者約7万人について地域生活へ移行することをめざして、様々な施策を行ってきました。平成 24 年には、地域移行支援・地域定着支援の個別給付が市町村業務として位置づけられ、平成 26 年の精神保健福祉法改正では、精神科病院に退院後生活環境相談員の配置が義務づけられました。しかし、この間、本市では地域移行支援・地域定着支援の個別給付実績はほとんどなく、国の掲げた目標は達成されませんでした。

これらの経過を踏まえ、今年度の第5期障害福祉計画策定にあたっては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という国の基本方針が示され、誰もが安心して自分らしく暮らすことのできるシステムづくりが必要となっています。

本市においては、平成 27 年度から「精神障害者の退院に向けた支援」の取組を開始しており、通院治療が可能だが入院を継続している精神障害者が、退院して地域で生活を送るためにはどのような支援が必要かを、関係者(精神科病院、相談支援事業所、行政関係者等)で協議する場として、「高知市精神障害者地域移行支援者会議」を設置しました。

その中で、地域移行を促進するためには精神障害当事者のピアサポーターとの協働が重要であることを学び、本市でもピアサポーターを養成し、26名の「高知市ピアサポーター」が誕生して、平成 28 年度から活動を始めています。一方、地域移行支援・地域定着支援の個別給付を増やすために、平成 29 年度から高知市精神障害者地域移行促進事業を開始し、一般相談支援事業所 1 か所に、地域移行専任の相談員を配置しました。これらの体制整備によって、地域移行支援・地域定着支援の個別給付数が徐々に増えつつあります。

しかし、平成 29 年6月 30 日時点の入院者から推計した地域移行に伴う基盤整備量(条件が整えば地域生活へ移行できると考えられる精神障害者の数)が本市では 139~190 人であり、今後ますます当事者、家族、精神科病院、福祉関係者、行政関係者等で連携した取組を進める必要があります。

さらに、地域生活への移行後も地域定着のための支援を行い、一人ひとりのその人らしい生活を実現していくことが重要であり、そういった取組を関係者ととともに進めることが、誰もが地域であたりまえに暮らすことのできる地域包括ケアシステム構築につながるものと考えます。

今後の方向性

○ 高知市精神障害者地域移行代表者会議の設置

保健・医療・福祉の関係機関等の代表者による協議の場を新たに設置し、地域移行の目標設定をして取組みを促進します。

○ 高知市精神障害者地域移行戦略会議の開催

精神科病院から退院可能である者を対象として、精神科病院、相談支援事業所等、保健所で、具体的な支援方針等を検討する場を設置し、実務者レベルで個別支援の内容や退院のための課題を検討します。

○ 高知市精神障害者地域移行支援者会議(地域いこうかい)の継続

当事者、家族や多くの保健・医療・福祉関係者が、地域移行の現状や先進的な取組を学ぶ機会とし、あわせて本市における課題の共有や検討を行います。

事業等

- ・精神保健福祉相談(健康増進課)
- ・精神障害者地域移行促進事業(健康増進課)
- ・地域移行支援・地域定着支援(障がい福祉課)
- ・高知市ピアサポーター育成・養成(健康増進課)

2-4 社会参加・いきがいくりの促進

現状と課題

本市では、障害のある人が様々なかたちで社会参加ができ、地域で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるような地域社会を目指しています。

そこで、外出に支援を要する人にも社会生活上必要な外出や余暇活動のための外出等、社会参加を促進することを目的として移動支援事業を実施しています。ただ、身体障害(上肢・下肢ともに障害がある)、知的障害、精神障害、高次脳機能障害、難病、発達障害を対象とする移動支援事業の利用者数は増加しているため、事業所の調整が困難な場合や、突発的な利用には対応ができない等の課題があります。

視覚障害者を対象とする同行援護については、平成 30 年3月末までの経過措置である従業者資格要件について、従業者の資格取得に向けた事業所説明会を行い、専門性の向上、事業所の確保に取り組んできました。

また、視覚障害者生活訓練においては、福祉機器の操作や活用方法の支援、自宅からバス停、自宅から避難所までといった個々のニーズに応じた歩行訓練の依頼等がありますので、引き続き視覚的情報の支援、ニーズに応じた訓練を実施していきます。

一方、社会参加促進事業では、文化的な素養を高めることや学習、人と交流する機会づくり等を目的として、IT講習や自動車運転準備講座、調理講習会など、さまざまな社会参加やいきがいに通じる講座の開催、地域活動支援センターでは、創作活動や生産活動、発達障害の仲間が自由に集い交流することができるサロン活動等を行っています。

障害者スポーツに関しては、高知市障害者スポーツ教室によるカヌー体験や高知県立障害者スポーツセンターで開催されている各種スポーツ教室への参加等、スポーツ施設の利用は障害種別に関わらず広がってきています。

今後の方向性

○ 日中活動の充実に向けた支援の強化

各種サービスや各種助成等により外出の促進を図ります。また、障害のある人が希望に応じたスポーツや文化活動に参加することで自己実現やいきがいつくりにつながるよう参加しやすい環境づくりに努めます。

平成 30 年7月に開設予定の「オーテピア高知 声と点字の図書館」は、視覚障害、高齢、病気、その他の障害等で活字図書の利用が困難な人のために、点字図書や録音図書等、障害のある人が読める媒体に変換した図書の提供や対面音訳サービス等、読書や情報へのアクセスに障害のある人の読書・情報環境の充実を図り、生涯学習や社会参加の促進など、いきがいつくりに取り組みます。

○ 地域福祉の視点にたった地域交流、いきがいの場づくり

基幹相談支援センター(平成 31 年度設置)や自立支援協議会を中心に、関係機関や地域と一緒に包括的な支援体制の整備に取り組みます。

事業等

- ・移動支援事業, 社会参加促進事業, 地域活動支援センター事業(障がい福祉課)
- ・障害者スポーツ教室の開催(スポーツ振興課・高知県障害者スポーツセンターとの共催)
- ・スポーツ施設整備事業, スポーツ施設使用料の減免(スポーツ振興課)
- ・点字図書, 録音図書等の制作・貸出, 視覚障害者等への読書・情報支援, 点訳・音訳ボランティア等の養成(点字図書館)

2-5 権利擁護の推進

現状と課題

高知市障害者虐待防止センターへの相談件数は、平成 27 年度 16 件、平成 28 年度 29 件となっています。相談内容は、緊急性のあるものから、養護者への支援を継続していく必要性のあるものまで多岐に渡ります。養護者による障害者虐待に関する相談では、養護者の介護疲れによるものも多く、福祉サービスの調整等で、養護者の介護負担を軽減するような支援が必要です。障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談においては、多くの場合が、施設・事業所職員の専門性、スキルの向上や組織としての体制整備が求められる結果となっています。

本市においては、早期発見、通報できる力を身につけるため、相談支援専門員や障害者福祉施設従事者等を対象とした障害者虐待防止についての研修を行うとともに、意思決定に困難を抱える人への意思決定支援に、知識・技術の向上を促進する取組を今後も継続していく必要があります。

障害等によって判断能力が不十分な状態で発生する様々な課題や権利侵害を未然に防ぎ、また、親の高齢化や親亡き後の社会的自立を支援するなど、意思決定の支援を行う「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」があります。「高知市社会福祉協議会成年後見サポートセンター」等により、意思決定支援に係る制度は、徐々に周知されつつありますが、親の高齢化も伴い、今後も利用の増加が見込まれます。

今後の方向性

○ 障害者虐待の防止

障害者の虐待防止については、引き続き当事者、関係機関への周知を継続していきます。また、県内施設等における緊急時の受け入れ体制の整備については関係機関とも協議しながら整備していきます。

支援者が、日頃より虐待があるかもしれないと意識することや通報義務があること、一人で判断せずにチームや仲間に相談できる体制づくりが必要であるため、個別支援を通じて、相談支援専門員が虐待を早期に発見する力や関係機関とのネットワーク作りを支援します。そして、施設、事業所に対しては、引き続き実施指導等により虐待防止について、研修の実施状況と知識の確認に努めていきます。

また、事実確認を行う虐待防止センターの職員の調査技術の強化が必要であるため、高知県高齢者・障害者権利擁護センターとの連携を行っていきます。

○ 権利擁護の普及推進

成年後見制度の利用促進については、家族や関係機関への周知啓発を進めるとともに、親族の申立てが困難な場合等は市長申立てを行います。また、日常生活自立支援事業についても、成年後見サポートセンターや関係機関と連携しながら、周知・啓発を行います。

事業等

- ・障害者虐待防止センター(障がい福祉課)
- ・指定障害福祉サービス事業者等に係る実地指導(指導監査課)
- ・成年後見制度利用支援事業(障がい福祉課・健康増進課)
- ・高知市成年後見サポートセンター(高知市社会福祉協議会)
- ・日常生活自立支援事業(高知市社会福祉協議会)

2-6 施設入所者の生活の質の向上

現状と課題

平成 27 年度以降、施設入所者のサービス利用時や更新時においても、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成が義務化され、相談支援専門員が本人や家族の意向を反映したプランの作成とサービス担当者会議の開催、定期的なモニタリングを行うようになり、施設職員と連携が深まり、入所者のよりよい生活を目指した連携が図られるようになりました。

施設においては入所者の個別支援計画の作成や日々の支援を実践し、施設内には苦情解決の窓口や各委員会を設置し取組を進めています。本市においても、入所手続き時や障害支援区分認定調査などの機会を通じて入所者の状況把握に努め、市内の施設に対しては、適正な運営や利用者処遇が適切に実施されるよう、定期的な実地指導を行っています。

障害の重度化・高齢化は入所施設においても顕著となっており、強度行動障害、医療的ケア、高齢に伴う認知症や身体機能の低下等の専門的支援が必要な人が増加しています。人材育成や開かれた施設運営、困ったことを共有できる対策を講じ、障害のある人がその人らしい生活を施設で送る体制の充実が必要です。

今後の方向性

○ 施設入所者のケアの質の向上

強度行動障害支援者養成研修等の専門研修の受講を勧奨し、また、施設及び相談支援専門員の連携が図られてきたことから、個別の支援会議を通じて課題解決に向けた取組を行います。

本人や家族に対して苦情等の窓口の周知を図り、必要時に適切に相談できる体制を整備するとともに、定期的な実地指導を実施します。

事業等

- ・障害福祉サービスに係る苦情相談窓口(各施設、障がい福祉課)
- ・指定障害福祉サービス事業者等に係る実地指導(指導監査課)

3 多様な雇用と就労の促進

～自己の能力を最大限に発揮し、自立した生活をめざすために～

3-1 適性に応じた就労と職場定着への支援

重点施策

現状と課題

就労支援は障害のある人が自立し社会参加を促進していくうえで重要な支援です。本市では、関係機関による就労検討会を立ち上げ、就労支援を行う上で求められる、支援者のあるべき資質や専門性に関する、特定相談支援事業所との情報交換会(年2回)の開催、また特別支援学校の進路担当者との意見交換会(年2回)を開催する等、障害のある人の支援方法や制度について理解促進を行ってきました。

また、就労支援事業所や指定特定相談支援事業所をはじめとする関係機関との円滑な就労への移行に向けたシステム作りのために、県や関係機関とともに共通の就労アセスメントシートの作成を行いました。

平成 29 年度に実施した「高知市障害等のある人の支援に関する調査」からは、就労している人が 48%、そのうち就労先としては、パートを含めた一般就労は 53%、就労継続支援A型事業所 5%、就労継続支援B型 21%、就労移行支援事業所 1% と約3割弱の人が就労支援事業所を利用していることが分かりました。

今後も、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所等が、個人の適性や生活状況に応じた評価・支援を実施し、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所や特別支援学校等の教育機関、一般就労先の企業等と共通の認識をもち、支援を行うことが必要です。

平成 30 年度から「就労定着支援*」が新たに福祉サービスとして個別給付化されます。就労定着支援では、就労移行支援等の利用を経て、一般就労した方の新たな課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決等、職場定着にむけて必要となる支援を行っていきます。

今後の方向性

○ 就労支援の体制づくり

就労検討会では、サービス管理責任者や新人職員を対象とした、資質向上のための事例検討会や相談支援専門員との合同の研修会の企画・開催を引き続き行っていきます。また、指定特定相談支援事業所、教育機関、就労支援事業所等と、関係機関が集まって、本人の適性にあった就労、その就労が定着する体制づくりについて検討していきます。

また、工賃向上にむけた作業展開も必要となるため、企業等の関係機関との連携についても取り組んでいきます。

事業等

- ・自立支援協議会・就労検討会(障がい福祉課)
- ・訓練等給付(障がい福祉課)

指標・目標値

- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率:70 %以上

* 就労定着支援

就労移行支援事業所等を経て一般就労に移行した人で、特に生活面の課題がある人に対して就労定着支援事業所が職場や自宅への訪問等により、生活リズムや体調管理に関する課題に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施する。(平成30年度施行となる改正障害者総合支援法で新たに創設されるサービス)

3-2 障害者の就労に関する事業所の理解の促進

現状と課題

就労検討会では、障害者雇用を積極的に取り組んでいる企業との勉強会や一般就労に携わる支援者と就労定着支援について意見交換会を開催し、障害者の就労に関わる事業所や企業等への障害特性に対する理解を促進してきました。

平成 29 年度に実施した「高知市障害等のある人の支援に関する調査」からは、就労している人が仕事のことについて相談できる人として、職場の同僚 33%、職場の上司 46%とあり、職場内に障害特性を理解してくれる人がいることで、就労が定着していることがわかりました。

また、障害者総合支援法の改正に伴い、新たな福祉サービスとして「就労定着支援」が個別給付化され、企業と就労定着支援事業所との連携が始まります。今後も引き続き、障害特性の理解を促進し、障害のある人が働き続けられる環境を整えていく必要があります。

今後の方向性

○ 障害者の就労に関する事業所への情報提供や助言

就労検討会において、障害者の就労に関わる事業所への障害特性の理解に関する研修会等の開催を検討していきます。また、「就労定着支援」を通じて、関係機関と連携し、企業等に対する障害特性の理解促進に努めていきます。

事業等

- ・自立支援協議会・就労検討会(障がい福祉課)
- ・訓練等給付(障がい福祉課)

4 療育・保育・教育等における切れ目ない支援体制の充実 ～健やかに成長・発達するために～

4-1 地域連携体制の充実 【早期発見・早期療育システムの充実】

現状と課題

障害のある子どもに生涯を見通した適切な支援を行うためには、早期にその障害を発見し、子どもやその保護者の相談に応じ、適切な支援を行うことが最も重要です。そのためには、乳幼児期から成人期にわたって、療育・保育・教育、福祉、医療等の支援が適切に受けられるよう、関係機関が連携し、一貫した支援体制を整備する必要があります。

本市では、疾病や身体的・精神的な発育・発達に関する問題を早期に発見し、治療や適切な支援につなげるために、1歳6か月児健診と3歳児健診を実施しています。

本市の幼児健診受診率はこれまで長い間全国平均を下回っていましたが、受診機会の拡大や幼稚園・保育園との連携、平成25年度に開始した幼児健診受診促進事業の効果もあり、平成28年度の受診率は、1歳6か月児健診は96.0%(平成25年度86.7%)、3歳児健診は94.6%(平成25年度78.8%)と大幅に向上してきています。受診率の向上に伴い、より多くの健診対象者のスクリーニングが可能になり、早期発見の機会拡大につながっています。

また、18歳までの子どもの発達や障害に関する総合相談窓口として、平成22年4月から「子ども発達支援センター」を設置し、障害のある子どもとその保護者に対する支援を行っています。

早期に支援が必要だと思われる場合には、健診の際に子ども発達支援センターや医療機関の紹介等を行いながら、支援につながるよう取り組んでいます。

子ども発達支援センターの早期療育教室や親子通園施設ひまわり園の利用を経て、専門療育に繋がるケースも増えてきており、保護者の早期療育に対する理解の深まりがみられています。こうした早期療育への期待の高まりから、保育所等での集団生活においても、専門療育で培われた力が最大限に発揮できるような支援の工夫も求められてきています。

一方で、診断や発達の経過をみていく専門医療機関の受診待機期間の長期化が課題となっており、受診や診断よりも先に、専門療育につながる子どもが増えているのが現状です。

また、親子通園施設ひまわり園においては、発達の緩やかな乳児や医療的ケアの必要な子どもとその保護者を対象とした「ゆったりっこクラス」を平成 27 年度から設置しています。就園・就学前の日中活動の場であるとともに、発達支援の機会となっています。

今後の方向性

○ 早期発見体制の充実

早期発見の場となる幼児健診に関しては、受診率を維持・向上できるよう、日曜健診、幼稚園や保育園と連携した受診啓発、幼児健診受診勧奨を引き続き実施していきます。

また、関係機関との連携のもと、保護者の意向や子どもの状態に合わせて、必要な支援につながるができる体制を目指します。

○ 早期療育支援体制の充実

早期療育教室や親子通園施設ひまわり園等の事業を通じて、保護者とともに子どもの発達や発育面の理解を深め、きめ細かい支援を実施していきます。また、関係機関と連携し、専門療育へのスムーズな移行を目指します。

事業等

- ・1歳6か月児健診・3歳児健診(母子保健課)
- ・早期療育教室(子ども育成課)
- ・親子通園施設ひまわり園(子ども育成課)
- ・心理士相談(子ども育成課)
- ・専門医相談(子ども育成課)

指標・目標値

- ・1歳6か月児健診 健診受診率 97%

[サポートファイルの効果的な利用推進]

現状と課題

就園・就学等のライフステージ移行期や進級等で、支援する人が変わる場合でも、様々な生活場面において一貫した支援が受けられるように、必要な情報や支援内容が十分に引き継がれることが大切です。

何らかの支援を必要とする子どもの情報を一つにまとめ、保護者や関係者間で情報を共有しやすくするためのツールとして「サポートファイル」があります。本人の様子や日常生活におけるかかわり方、医療機関や相談機関での記録、学校・施設での支援計画など、さまざまな本人情報を綴ることができるようになっています。

本市では「サポートファイル」の活用推進に取り組み、平成 27 年度にはリングファイル形式に改訂し、積極的な配布を行うとともに、指定障害児相談支援事業所、障害者相談支援センターに対しては、「サポートファイル」の説明会を開催するなど、周知を進めているところです。また、保育施設入所時には、「サポートファイル」を部分的に用いた様式で情報共有を行うなどの活用をしています。

就学相談時における所持率は、平成 28 年度は 55.9%となっており、徐々に増加してきています。しかし、平成 29 年度の「高知市障害等のある子どもの支援に関する調査」によると、0～18 歳全体での活用率は 35%と少なく、活用に向けてのさらなる取組が必要となっています。

今後は、障害児通所支援や障害福祉サービスの利用申請時にサポートファイルを利用するなどの活用機会増大を図り、保護者と関係機関双方が活用できるしくみづくりが必要です。

今後の方向性

子ども発達支援センター事業利用者への配布は今後も実施していきます。また、関係機関への周知を徹底し、協力要請していきます。

事業等

・サポートファイル活用推進(子ども育成課・母子保健課・保育幼稚園課・障がい福祉課・教育研究所)

〔重度の障害のある子ども(医療的ケア児を含む)への支援のための関係機関の協議の場の設置〕

現状と課題

近年は小児医療の進歩により、多くの命が救われています。一方で医療機器や医療的ケア*が必要な子どもが増えており、在宅で生活する子どもの数も増えてつづきます。このような医療的ケアが必要な子どもへの支援では、医療機関(主治医・往診医)や訪問看護ステーション等の医療サービスと、家族の一時的な休息(レスパイト)のための福祉サービスの他にも、災害時の避難等では近隣住民などのインフォーマルサービスとも連携していく必要があります。

また、在宅生活においては、サービスの整備以外の課題が多くあります。平成29年度に本市が実施した重度心身障害児の保護者との意見交換会では、相談窓口の複雑さや就園・就学における課題、家族の孤立など、さまざまな意見が出ました。平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法改正法では、障害のある子どもの支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、平成30年度末までに、自治体において保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置が求められており、本市においても、関係機関と家族を含めた協議の場の設置が必要となっています。

今後の方向性

平成30年度に子ども発達支援センターを中心に、保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関と、障害のある子どもの保護者等を含めて、課題の共有と協議する場の設置をします。

事業等

・重度の障害のある子ども(医療的ケア児を含む)への支援のための関係機関の協議の場の設置(子ども育成課・母子保健課・保育幼稚園課・障がい福祉課・教育研究所)

* 医療的ケア:

家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為

4-2 保育・教育における集団生活のなかでの一人ひとりの発達に応じた支援の充実

重点施策

[就学前の支援の充実]

現状と課題

特別な支援を必要とする子どもの保育所等への入所は増加しており、一人ひとりの状況に応じた支援が必要となっています。

本市の保育所における特別支援保育は、集団の中でともに育ち合うことを目的とした統合保育の形態で開始し、インクルーシブ保育*の概念を取り入れ実践してきました。そして、子どもたちの安全確保を最優先に、必要に応じてクラスに特別支援の保育士を配置しながら、特別な支援を必要とする子どもへの生活面や発達面の支援を行っています。

また、保護者は我が子の障害や特性を知ると同時に受容が求められる時期でもあり、子どもとの関わり方についてアドバイス等を必要としています。特別支援保育に関わる職員が、研修を重ね、スキルアップを図るとともに、園の中で職員同士が連携をとり、それぞれの子どもの成長過程を見守りながら、今、必要な支援は何かを常に考え、共有していくことの重要性と、保護者の気持ちに寄り添いながら、一緒に考えていける関係づくりの積み重ねが求められています。

そのような中で、就学前の子どもに関わる職員・関係各課・関係機関が連携し、課題を共有したうえで、支援の方法や、環境の工夫等を、ともに考える体制づくりがこれからの課題です。

一方で、障害児通所支援を提供する児童発達支援事業所は平成29年3月末時点で16か所となっています。サービス利用者も年々増加し、平成26年度215人(年間実利用者数)から平成28年度は253人(年間実利用者数)になっています。就学前の大切な時期に早期療育が受けられるよう、それぞれの子どものニーズにあった事業所の確保が必要です。また、指定障害児相談支援事業所、児童発達支援事業所が子どものニーズにあった支援を組み立て、実施できるように相談支援専門員、事業所職員の質の向上に努めていく必要があります。

今後の方向性

○ 一人ひとりの発達に応じた支援

支援を必要とする子どもへの特別支援担当保育士の配置については、「集団生活の中での安全確保」を優先とし、「それぞれの子どもに対しての早期支援」の重要性もあわせて、子ども発達支援センター等と連携し、実施していきます。そして、それぞれの子どもの発達や特徴を関係各課で共有し、集団生活の中での支援のあり方等を一緒に考え、ともに進めていきます。特別支援保育の質を高めていくためにも、さらに一人ひとりの個性を認め、ニーズに応じた保育を行い、子どもたちへの支援の充実を図っていきます。

○ 就学前の子どもに関わる職員の資質向上

特別支援保育に関わる職員のみならず、職員全員のスキルアップが図れる研修の継続が必要です。障害に対しての基礎的な知識を学ぶ研修にあわせて、関係機関との連携をとりながら、それぞれの課題や支援の方法等、現状に沿った内容について学び合うことも重要です。一人ひとりの状況に応じた支援やクラス運営とともに、特別支援保育に対する理解を深め、子どもや保護者に寄り添った支援を考えていけることを目的として全職員対象の研修を行っていきます。

○ 特別支援担当保育士の配置

これまでは配置判定や見直しの為に各園の巡回訪問を実施していたが、平成30年度からは保育所等における特別支援にかかる保育士の配置基準を設け、各園の状況や課題に合わせた相談ができる園支援の為に巡回訪問を行えるようにしていきます。

○ 質の高い支援の提供に向けての取組

それぞれの子どもの障害特性や発達に沿った支援には、事業所職員のスキルアップや関係機関との連携がより一層必要です。そのために、平成31年度に設置する基幹相談支援センターを中心に、指定障害児相談支援事業所、障害者相談センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所と、課題を共有する場の設置を検討します。

事業等

- ・特別支援担当保育士・特別支援加配保育士の配置（保育幼稚園課）
- ・特別支援保育に関する相談支援（保育幼稚園課）
- ・特別支援保育に関する研修会（保育幼稚園課）
- ・保育所幼稚園等への技術支援（子ども育成課）
- ・基幹相談支援センター（障がい福祉課）

* インクルーシブ保育：

障害のある子どもも障害のない子どもも、すべての子どもを対象とし、一人ひとりの違いを認め、そのニーズに応じた保育を行うこと

【学校教育の支援の充実(特別支援教育の充実)】

現状と課題

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、学校教育においても合理的配慮を推進することの重要性が法的にも裏付けされました。障害者ニーズアンケート結果からは、学校教育において、特別支援担当の教員はもとより、通常の学級の教員にも、障害に対する知識や理解をもっと専門的に学んでほしい、また、特別支援学級の在籍児童数の増加に伴った教員や支援員の配置に関わるマンパワー不足、学力及び進路保障、就労への不安等、保護者や子どもたちの困り感にもっと寄り添ったサポート体制の強化を求める切実な意見が多く寄せられていました。また、インクルーシブ教育システム*という言葉はよく聞くようになったものの、実質的に、教員の育成や環境整備に力を入れ、インクルーシブ教育システムの推進を図ってほしいという意見もありました。

その他、特別支援学級に在籍しながら、通常の学級との交流を図りながら充実した学校生活を送っているといった意見もあり、学校や教員間に差が生じない特別支援教育の充実に向けた特別支援学級の質的向上等、学校教育への期待などもありました。

本市では「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」(平成28年9月現在)によると、小学校・義務教育学校*(前期)では発達障害の診断・判断のある児童は4.1%、発達障害の可能性のある児童を合わせると7.9%、また中学校・義務教育学校(後期)では発達障害の診断・判断のある生徒は3.4%、発達障害の可能性のある生徒を合わせると6.2%となっております。平成19年度から比較すると、小学校等が2倍、中学校等が2.5倍に増加していることがわかります。

そのような状況の中で、発達障害の診断・判断のある児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を基にした支援の実施(「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」(平成28年9月現在))は、小学校・義務教育学校(前期)が85.1%、中学校・義務教育学校(後期)で76.7%と一定作成率の向上は見られるが、約20%の児童生徒については、十分な支援を受けられずにいる実状もあります。

乳幼児期の早期発見・早期療育体制の中で、小学校等への就学についての

心配から、就学相談が増加しております。また、インクルーシブ教育システムの構築により、就学相談は多様化してきており、医療的ケアの必要な子どもの就学についての相談等も増えてきています。

なお、保育所・幼稚園・認定こども園から小学校等への移行支援体制は徐々に整備されつつあり、現在、在籍園や関係機関と連携しながら移行支援の推進を図っているところです。就学期に作成された「個別移行支援計画」を活用して、入学先の各学校における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」につなげています。

高知市立特別支援学校においては、知的障害教育の柱である「領域・教科を合わせた指導」を中核とした授業研究を継続的に取り組み、センター的機能を果たすべく、児童生徒一人ひとりの指導・支援の充実を図っています。

小・中・義務教育学校における特別支援学級在籍児童生徒数(平成 29 年度5月現在)の 52.9%を占める自閉症・情緒障害特別支援学級において、平成 29 年度から新たに、自閉症・情緒障害特別支援学級充実研修を実施しています。また、平成 26 年度から実施している知的障害特別支援学級充実事業は継続しており、知的障害教育における専門性の向上と「領域・教科を合わせた指導」を中心にした授業の充実を目指しています。児童生徒一人ひとりに必要な教育的支援や教育活動を推進するには、今後、特別支援教育についてスーパーバイズ*できる専門家による介入等の必要性が求められています。

今後の方向性

○ 就学への移行支援

就学期への移行支援体制の充実に努めます。小学校等へ引き継がれた個別移行支援計画を活用して、各学校にて個別の教育支援計画・個別の指導計画につなげ、スムーズに学校生活を送れるような支援体制の充実を図ります。

○ 校内支援体制の充実

特別支援学校や小・中・義務学校における特別支援学級に在籍する児童生徒、発達障害等の診断・判断のある児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒、その他発達障害の可能性のある児童生徒について、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把

握するとともに適切な合理的配慮の充実に努めます。また、保護者や各関係機関と連携しながら支援会の開催を通じて支援体制の強化を図ります。

特別支援教育学校コーディネーター*が、計画的かつ効率的な校内支援体制の充実を図れるよう、特別支援教育学校コーディネーター研修会や教育相談の機会を通じて支援していきます。

○ 通常の学級における特別支援教育の充実

通常の学級に在籍する発達障害の診断・判断のある児童生徒について、一人ひとりの実態を把握し、年間を通じた計画的な支援の充実を図ります。

○ 教員の資質向上

学校教育に関わる全教員が特別支援教育や教育相談に基づく学級集団づくりや授業づくりができるよう法定研修*や年次研修*、また職務等研修*や専門・教育課題研修*等を通じて、特別支援教育の専門性の向上に取り組みます。

また、特別支援学校及び特別支援学級における教員の大量退職後の人材育成と、特別支援学校免許取得率等の向上を図るなど、専門性の向上に努めます。

○ 特別支援学級の充実

インクルーシブ教育システムの構築に向け、各学校と連携しながら基礎的環境整備*や特別な教育的支援の必要な児童生徒一人ひとりの実態に応じた合理的配慮*の提供の充実に努めます。医療的ケアの必要な児童生徒への看護師の配置等についても、体制整備の充実を図っていきます。

事業

- ・ 教育相談, 就学相談(教育研究所)
- ・ 就学への移行支援(保育幼稚園課, 教育研究所)
- ・ 高知市立学校教職員研修(教育研究所)
- ・ 特別支援学校, 特別支援学級, 通級による指導(学校教育課, 教育研究所)
- ・ 特別支援教育支援員*配置事業(学校教育課)
- ・ 知的障害特別支援学級充実事業(教育研究所)
- ・ タブレット PC 活用事業(教育研究所)

指標

- ・特別支援学校，小・中・義務教育学校の発達障害の診断・判断がある児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率 100%

- * インクルーシブ教育システム：
障害のある子どもと障害のない子どもが，可能な限り同じ場でともに学ぶ教育のしくみ
- * 義務教育学校：
小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校。
- * スーパーバイズ：
熟練した見識者（スーパーバイザー）が，教員や学校に対し，適切な助言・指導をすること
- * 特別支援教育学校コーディネーター
「学校内や，福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役」，「保護者に対する学校の窓口」等の役割を担い，教育的支援を行う人や機関との連絡・調整機能を果たすキーパーソン。一般的には「特別支援教育コーディネーター」と呼ばれるが，高知県では「特別支援教育学校コーディネーター」という名称を用いている。
- * 法定研修：
教育公務員特例法の規定に基づき実施する研修
- * 年次研修：
教職経験年数に応じた研修
- * 職務等研修：
職務能力に応じた研修
- * 教育課題研修：
専門的な知識・技術に関する研修
- * 基礎的環境整備：
合理的配慮の基礎となる環境整備のこと
- * 合理的配慮：
障害のある子どもが平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するための必要かつ適当な変更調整
- * 特別支援教育支援員：
小中学校において障害のある児童生徒に対し，食事，排泄，教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり，発達障害の児童生徒に対し，学習活動上のサポートを行ったりする支援員。この支援員の活用に関しては，国の地方財政措置が行われている。

〔放課後・長期休暇への支援内容の充実〕

現状と課題

放課後や長期休暇を支援する福祉サービスは、日中一時支援事業や放課後等デイサービス、障害児長期休暇支援事業等があります。特に、放課後等デイサービス事業所は、平成 29 年3月末時点で市内に 36 か所あり、2年間で 14 事業所増加し、定員も利用者も大幅に増加しています。事業所の数は一定確保されてきていますが、一方でそれぞれの子どもの障害特性や発達に沿った支援がなされているのかを評価し、支援内容を充実していくことが必要です。また、重症心身障害児や医療ケアを必要とする児童を対象とした事業所や、子どもを対象とした短期入所を実施している事業所はまだまだ少ないのが現状です。

また、学校の友達と過ごす場所として、放課後児童クラブがあります。平成 27 年度からは、対象を高学年に拡大し、長期休業時の開設時間を通常時と同じ 18 時まで延長しました。障害のある子どもを支援するため、必要に応じて支援員を配置し、学校との連絡・連携を行うとともに、それぞれの障害の特性についての理解を深める研修や、環境の工夫を行っています。

今後の方向性

○ 質の高い支援の提供に向けての取組

それぞれの子どもの障害特性や発達に沿った支援には、事業所職員のスキルアップや関係機関との連携がより一層必要です。そのために、平成 31 年度に設置する基幹相談支援センターを中心に、指定障害児相談支援事業所、障害者相談支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所と、課題を共有する場の設置を検討します。

○ 放課後児童クラブ

それぞれの子どもの障害の特性を深く理解し、適切な支援が行えるよう、研修や相談を通じて、支援員の質の向上を目指します。

事業等

- ・基幹相談支援センター(障がい福祉課)
- ・放課後児童クラブ(子ども育成課)
- ・障害児通所給付(障がい福祉課)
- ・日中一時支援事業(障がい福祉課)
- ・短期入所事業(障がい福祉課)
- ・障害児放課後等支援事業(障がい福祉課)
- ・障害児長期休暇支援事業(障がい福祉課)

[卒業後に向けた支援の強化]

現状と課題

特別支援学校に在籍している児童生徒に対しては、個別支援会議や学校が開催している進路相談会等で、本人や家族の希望を確認しながら、指定障害児相談支援事業所が中心となって、放課後等デイサービス事業所等と一緒に支援を検討しています。今後も、指定障害児相談支援事業所が、本人の卒業後の生活を見据えた支援を検討できるよう質の向上に努める必要があります。

また、平成 27 年4月から、卒業後と同時に就労継続支援B型を利用する場合には、在学中に就労移行支援事業所によるアセスメントを実施し、就労に関する適性評価を受けることが必須化されました。本市においては、26 年度から関係機関とともに取組を進め、現在は就労継続支援B型事業所の利用を検討する特別支援学校高等部2年生を対象に、就労アセスメントを実施しています。今後も、就労アセスメント評価を進路に活かしていけるように実施していきます。

特別支援学校高等部の段階では、卒業後の進路に向け、指定特定相談支援事業所、就労支援事業所等、新たな支援機関が加わることになるため、支援を途切れることなくつないでいく必要があります。

今後の方向性

卒業後を見据えた支援を関係機関と共有できるよう、個別支援会議や特別支援学校の進路相談会に引き続き指定障害児相談支援事業所、障害者相談センター等が参加できる体制を維持し、アセスメント力の向上に取り組んでいきます。

また、就労アセスメントが円滑に図られるよう、就労移行支援事業所や特別支援学校との連携を強化していきます。

相談支援検討会において、高等部卒業と同時に支援が途切れることがないような仕組みづくりを検討していきます。

事業等

- ・特別支援学校進路相談会(障がい福祉課)
- ・就労アセスメント(障がい福祉課)
- ・自立支援協議会、相談支援検討会(障がい福祉課)

一貫した切れ目ない支援

妊娠期 乳幼児期 学 齡 期 青 年 期 成 人 期

医療福祉サービス

手帳交付（身体・療育・精神）

【手当】 障害児福祉手当 特別児童扶養手当 高知県重度心身障害児療育手当 児童扶養手当 心身障害者扶養共済制 特別障害者手当

【医療】 未熟児養育医療費 小児慢性特定疾病医療費 特定医療費（指定難病） 自立支援医療費（育成医療） 自立支援医療費（精神通院医療） 福祉医療 自立支援医療費（更生医療）

介護給付（居宅介護・短期入所等） 補装具費の支給 日常生活用具の給付 介護給付（居宅介護・短期入所・生活介護・施設入所等）

地域生活支援事業（日中一時支援事業・移動支援事業・地域活動支援センター等）

障害児通所支援（児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

障害児長期休暇支援事業

障害児放課後等支援事業（市立高知特別支援学校、附属特別支援学校）

訓練等給付
就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・機能訓練・生活訓練・グループホーム・自立生活援助

個別相談会（特別支援学校）

保育教育等

保育所・認定こども園等の研修（職員・保護者）
特別支援保育士の配置

園庭開放・子育て相談

就学時健康診断

連絡会（保育所・幼稚園等と校区の学校）

特別支援教育支援員配置事業
知的障害特別支援学級充実事業

校内支援体制（校内委員会、特別支援教育学校コーディネーター個別の教育支援計画及び個別の指導計画）
特別支援学校、特別支援学級、通級による指導
特別支援学校（センター的機能による各学校等の支援）

教育研究所（就学相談及び教育相談（移行支援を含む）、教職員等の研修）

子育て支援

育児支援家庭訪問事業

家庭児童相談（子ども家庭支援センター）
子育て短期支援事業

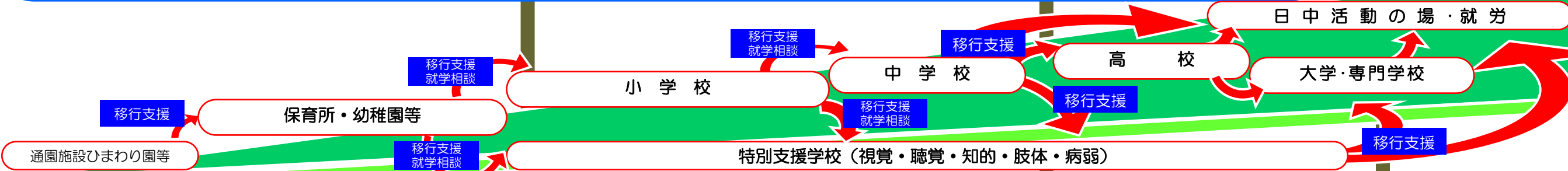
乳児一般健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査

相談事業（子ども発達支援センター）

早期療育教室
親子通園（ひまわり園）

心理士相談

放課後子供教室
放課後児童クラブ



サポートファイル・個別支援計画・個別支援会議

障害児相談支援事業所・指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所・委託相談支援事業所

高知県中央児童相談所
高知県立精神保健福祉センター
高知県立療育福祉センター
医療機関

高知障害者就業・生活支援センター

5 家族支援の充実

～家族が障害のある人・子どもとともに地域で安心して暮らすために～

現状と課題

平成 29 年度に実施した「高知市障害等のある人の支援に関する調査」からは、生活するうえでの支援を実施している主介護者は、父母が 35%、配偶者が 21%となっており、その主介護者の身体的・精神的健康状態は、障害のある人の年齢が高くなる程、やや不調・不調と回答した人が増加していることが分かりました。また、平成 29 年度に実施した「高知市障害等のある子どもの支援に関する調査」からは、介護が理由で就労できない保護者が 7%いることが分かりました。

親の高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人や子ども本人への支援だけではなく、家族のニーズも念頭においた支援ができる、広い視野と専門性を持つ人材の育成が必要であるとともに、本人・家族の生活基盤を支える生活支援サービスの確保が必要です。

保健・福祉・保育・教育等、関係機関の連携を強化し、障害のある人や子どもとその家族が地域で孤立しないような支援が必要です。

今後の方向性

次の施策において、それぞれの家族の状況に応じた支援の充実を図ります。

2 生活支援の充実

2-1 新たな相談支援体制の構築

2-2 生活支援サービスの充実

2-4 社会参加・いきがいつくりの促進

4 療育・保育・教育における切れ目ない支援体制の充実

4-1 地域連携体制の充実

事業等

上記の施策における事業等を参照

6 啓発の充実

～ともに理解し、一人ひとりが互いに支え合うまちをめざすために～

6-1 障害への正しい理解と偏見・差別の解消

現状と課題

バリアフリー化を進めるためには、建物や公共交通機関等のハードの整備だけでなく、心のバリアフリーも不可欠です。市民一人ひとりが障害の有無にかかわらず、互いに人権を尊重し、ともに支えあう意識の醸成が最も重要です。障害のある人やその家族が、自宅や地域で安心して生活ができるように、また、災害時の避難行動要支援者対策の推進のためにも、病院や施設から退院・退所して地域での生活を新たに始める際にも地域の理解が得られるように、疾患や障害の理解を深める啓発活動は重要です。

本市においては、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、平成 17 年に「高知市人権教育・啓発推進基本計画」を策定しています。その具体的な事業を示した「高知市人権教育・啓発推進実施計画」も適宜見直し、さまざまな人権課題の早期解決に向けた取組を進めています。

また、地域に向けての活動としては、地区人権啓発推進委員会における人権啓発活動、学習会等への支援、「ふれあい体験学習」、「ボランティア養成事業」等を開催しています。ふれあい体験学習においては毎年 4,000 人を超える小中高校生が参加をしており、学童期からの学習の機会となっています。

国が示した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、障害のある子どもとの交流教育をはじめ、教育活動全体を通じて、障害のある人に対する理解、社会的支援や介護・福祉等の課題に関する理解を深める教育を推進していくことが大切としています。学校教育では、人権教育の一環として年間計画に位置づけた取組が行われており、各学校の実態に合わせ、特別支援学級との交流及び共同学習、障害のある人を講師として招いての体験的な学びや、講演会の実施等を通して、理解を深めています。また、高知県立特別支援学校幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業として、各学校での特別支援学校との交流も行っています。こうした取組を通して、児童生徒の障害者の人権に対する意識の向

上が図られていますが、さらに、行動化につながるよう、系統的な年間計画の工夫や、教材の開発に取り組むことが必要です。

その他、市民向けの活動として、広報誌「あかるいまち」や広報啓発誌「ノーマライゼーション」の発行及び周知を行い、障害への理解及び啓発を行っています。

なお、障害者差別解消法の施行にあわせて、職員の対応指針として「高知市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を定め、全職員を対象とした研修を行い、周知を図っています。

また、手話の理解と普及を目的に「高知市手話言語条例」を制定し、平成28年7月から施行しました。職員向けの研修の充実や市民向けの研修等、手話を使いやすい環境づくりに取り組んでいます。

今後の方向性

○ 「人権教育・啓発推進基本計画」の実現に向けた取組の推進

基本計画の実現に向け、「高知市人権教育・啓発推進実施計画」に基づき、具体的な取組を行っていきます。

○ 市民等への広報・啓発の推進

広報誌やふれあい体験学習、ボランティア養成事業、手話の出前講座等のさまざまな機会を通じて、幼少期から障害への正しい理解を進めていきます。

○ 教育分野での障害への理解・啓発の推進

特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習を通じて、発達段階に合わせた障害への理解を深める学習に、系統的に取り組んでいきます。

○ 精神障害当事者による啓発の機会づくり

本市で養成したピアサポーター等の精神障害当事者が、学校へ出向いて体験談を話す等啓発の機会を増やしたり、精神障害当事者が社会活動に参加しやすい環境をつくることで、市民が精神障害について正しく理解を進めます。

事業等

- ・ 「高知市人権教育・啓発推進基本計画」の推進(人権同和・男女共同参画課)
- ・ 地区人権啓発推進委員会の活動への支援(人権同和・男女共同参画課)
- ・ ふれあい体験学習(障がい福祉課)
- ・ ボランティア養成事業(障がい福祉課)
- ・ 手話の出前講座(障がい福祉課)
- ・ 交流及び共同学習の推進(学校教育課・教育研究所)
- ・ 障害や障害のある子ども(人)に対する理解を深める教育の推進(人権・こども支援課)

6-2 成人の発達障害のある人への理解と支援促進

現状と課題

平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行され、平成 26 年の改正を経て、成人の発達障害のある人への支援も少しずつ充実してきました。

本市においては、障害者相談センターで個別の相談に応じ、就労移行支援あるいは就労継続支援の事業所で、一人ひとりの特性や個別の状況にあわせた支援を行っています。保健所では、発達障害の診断の有無に関わらず、本人や周りの人からの相談を受けています。また、「発達障害者就労支援センター(地域活動支援センターⅡ型)」では、就労以外の様々な困り事も含め、発達障害に関する相談を受けており、発達障害のある人の居場所としての役割も担っています。

近年では、専門学校や大学への進学や就職後の、対人関係等での困難さへの直面や、二次的な障害が顕著になる等して、診断を受けることも多くなっています。しかし、診断を受けた後でも、自身の持つ得意さや苦手さについて、本人だけでなく周りの人も十分に理解できないことで、特性に合わせた関わりが十分なされていない現状があります。困難さを感じながらも診断や支援につなげていない場合も多く、成人期の課題と言えます。

これらの課題に対して、当事者が適切な支援につながるしくみを構築するとともに、社会全体が発達障害についての理解を深め、発達障害のある人が学びやすく働きやすい環境を整備していくことが必要と考えます。

今後の方向性

○ 「高知市発達障害者支援検討会(仮称)」の開催

成人の発達障害のある人への理解と支援促進について検討する場として、専門職だけでなく当事者も関わる検討会を開催します。必要に応じ、県主催の「発達障害者地域支援協議会」や「高知県発達障害者支援センター」とも連携し、一貫した支援体制の構築をめざします。

事業等

・地域活動支援センター機能強化事業(障がい福祉課)

- ・委託相談支援事業(障がい福祉課)
- ・指定特定相談支援事業(障がい福祉課)
- ・障害児相談支援事業(障がい福祉課)
- ・精神保健福祉相談(健康増進課)

7 生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために～

7-1 住居, 交通, まちづくり, 情報に関するバリアフリーの推進

【住居, 交通, まちづくり】

現状と課題

障害のある人の活動や行動範囲を広げ, 社会参加を促進するために, 生活環境や社会環境のバリアフリー化を進めることが必要です。

本市では, 日常生活で介護を必要とする身体障害児者が, 自宅を改造する場合に費用の一部を助成する制度や, 車いす世帯向けの市営住宅を建設しています。住環境を整備することで, 在宅生活をできるだけ長く続けられたり, 自分自身でできる動作が増えることで, 家族の介護負担の軽減にもつながります。また, 平成 29 年4月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正され, 障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度(住宅セーフティーネット制度)が始まることになりました。

交通に関して, 「高齢者, 身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法 平成 12 年 11 月施行)」に基づき, 平成 15 年4月に高知市交通バリアフリー基本構想を策定しています。

また, 平成 16 年度に策定した高知市交通バリアフリー道路特定事業計画では, 平成 29 年度末までの整備進捗率が 95.4%と一定の成果が得られています。具体的には, 主に視覚障害者誘導用ブロック(視覚障害者誘導シート)の貼り付けや歩道整備等を行ってきました。

一定の要件を満たす公共的施設(特定施設)について, 「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」(以下「ひとまち条例」という。)に基づき, 配慮が必要と想定される場所ごとに整備内容を審査し, 誰もが安全かつ快適に利用することができるよう指導及び助言を行っています。ひとまち条例の基準はバリアフリー新法*(平成 18 年 12 月)との整合性やユニバーサルデザインの考え方を踏まえたもので, 建築指導課は建築士の視点で, 障がい福祉課は福祉の視点から各々の物件に対して指導及び助言を行っています。

公園整備については、過去 5 年間に高知市内の 14 公園において、多目的トイレの設置や段差の解消等を行ってきました。しかし、本市が管理する 700 以上の公園のうち早期に開設した公園の多くはバリアフリー化されておらず、早急な対応が必要となっています。

今後の方向性

○ 住居、交通、まちづくりに関するバリアフリー化の推進

障害のある人が在宅生活を長く続けられるよう、引き続き住環境の整備を進めていきます。また、高知県居住支援協議会と連携し住宅セーフティネット制度の運用を円滑にし、障害者が入居できる民間賃貸住宅を拡大していきます。

ひとまち条例の基準はバリアフリー新法(平成 18 年 12 月)との整合性やユニバーサルデザインの考え方を踏まえたもので、建築指導課は建築士の視点で、障がい福祉課は福祉の視点から各々の物件に対して指導及び助言を行っています。

バリアフリー新法では、基本構想を策定できることとなっていますが、旧法に基づく高知市交通バリアフリー道路特定事業計画による道路整備を優先的に進めていく必要があり、新法に基づく基本構想については、整備状況を見ながら検討していきます。高知市交通バリアフリー道路特定事業計画の早期完了に向けて、今後も地元調整や予算確保に努め、快適かつ安全な移動が確保できるよう進めていきます。

人にやさしいまちづくりについて、特定施設の整備が適正に行われるよう、今後は、事業者への条例の主旨の周知や計画段階での事前協議を行う等の普及・啓発に努めます。

公園整備については、国土交通省が創設した「公園施設長寿命化整備事業」を活用して、計画策定の調査等で改善が必要と判断された施設について、順次バリアフリー化を前提とした改修工事を実施していきます。

事業等

- ・ 公営住宅制度（特定目的住宅）（住宅政策課）
- ・ 住宅改造助成事業（障がい福祉課）
- ・ 住宅セーフティネット制度（住宅政策課）
- ・ 高知市交通バリアフリー基本構想（都市計画課）
- ・ 高知市交通バリアフリー道路特定事業（道路整備課）
- ・ 街路整備事業（道路整備課）
- ・ ひとまち条例に基づく審査（建築指導課・障がい福祉課）
- ・ 公園遊園整備改良事業（みどり課）
- ・ 竹島・沖田・弥右衛門公園・旭緑地整備事業（みどり課）
- ・ 公園施設長寿命化整備事業（みどり課）

【情報】

現状と課題

情報を入手することが困難な方が、必要な時に必要な情報を得ることができるよう手話通訳者*の派遣や磁気ループ*の貸し出し、補装具*や日常生活用具の給付等を行っています。手話通訳者の派遣については、利用者のニーズを踏まえ、派遣内容の見直しを検討し、磁気ループは、平成 26～28 年度は3～6団体に貸出し、聴覚障害者で補聴器を装着されている人に対してのバリアフリーの充実の一つとなっています。

日常生活用具及び補装具では、情報・意思疎通支援用具の一部の品目について給付内容を改定し、利用者のニーズに合わせたものとなりました。

広報活動については、市が発行している広報紙「あかるいまち」や議会広報紙「市議会だより」について、録音広報(テープ版・デージー版*)や点字広報を作成しており、情報取得のより多くの選択肢を提供しています。また、希望者に対して、広報の一部をメール配信しています。

IT 推進講習事業は、平成 28 年度は9回実施し、46 名の方が参加しています。受講後は仕事やサークル、町内会に役立てたりする等の社会参加につながっています。

点字図書館*では、点字図書や録音図書の閲覧、郵便貸し出し等を行っています。平成 28 年度の図書貸し出し延べ利用人数は点字図書 305 人、録音図書は 3,221 人でした。また、対面読書サービスや個人依頼による図書や資料の点訳・音訳サービス、パソコン等視覚障害者情報支援機器の講習や中途視覚障害者への点字教室、点字印刷した新聞ニュースを希望者へ送付するサービス等を行っています。平成 22 年度からサピエ図書館*利用システムが稼働し、平成 28 年度は延べ 25,396 回の利用回数があり、充実した図書サービスが提供できるようになりました。

今後の方向性

社会情勢の変化に伴い、障害のある人の情報入手の手段も大きく変化しており、それらの動向に注視しながら、既存の事業の充実を図り、情報取得のより広い選択肢を提供することができるように努めていきます。

平成30年7月に開設予定のオーテピア高知声と点字の図書館では、視覚に障害のある人や高齢その他の障害等で文字情報の利用が困難な人の情報拠点として、読書・情報環境の充実に向けた取組を進めていきます。

事業等

- ・手話通訳者関連事業(障がい福祉課)
- ・日常生活用具及び補装具の給付(障がい福祉課)
- ・磁気ループの貸し出し(障がい福祉課)
- ・IT 推進講習事業(障がい福祉課)
- ・点字広報・録音広報の発行(広聴広報課・議事調査課)
- ・点字図書館事業(点字図書館)

* バリアフリー新法:

正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。それまであったいわゆる「ハートビル法」(正式名称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」と交通バリアフリー法(正式名称「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」)を統合した法律。

* 手話通訳者:

話し言葉を、聴覚に障害のある人に理解しやすいよう手話に置き換えて伝えたり、聴覚に障害のある人の表す手話の意味・内容を正しく読みとって話し言葉に置き換え、伝える人。

* 磁気ループ:

補聴器を使用する人の聞こえを補助する機器。マイク等の音声を円状に設置した電線に磁場として流し、補聴器で捕らえて音声化する。国内のほとんどの補聴器(Tマーク付き)に対応する。

* 補装具:

身体に障害のある人の身体機能を補完または代償して、日常生活や職業生活を容易にするため、用いられる器具類。

* デイジー版:

DAISY(Digital Accessible Information System の略)方式のデジタル録音図書。

* 点字図書館:

点字図書館(視覚障害者情報提供施設)は身体障害者福祉法における身体障害者社会参加支援施設の一つであり、点字・録音図書等の製作、貸出、点訳・音訳ボランティア等の育成、視覚障害者の文化、レクリエーション活動の支援等を行うことより、視覚障害者の読書・情報環境の充実や社会参加の促進を支援する施設。

* サピエ図書館

視覚障害者をはじめ、目で文字を読むことが困難な人に対してさまざまな情報を点字・音声データで提供するネットワーク

7-2 災害時の支援体制の構築

現状と課題

大規模な災害時には、行政による早期の個別対応が困難な場合も想定され、避難行動要支援者*速やかに避難できるためには、近所同士で声を掛け合い、互いに助け合いながら避難を行う地域の力が必要不可欠です。そのため、地域の自主防災組織等で事前に避難行動要支援者を把握し、発災時に適切な支援を行うことが重要です。

本市では、平成26年度の地域防災計画の修正において、避難行動要支援者や要配慮者*に対する支援についての記載を加え、取組を進めています。

本市の自主防災組織結成率・数は、平成29年10月1日現在92.9%(カバー率*)、783組織(151,599世帯)となっています。自主防災組織の活動継続・育成強化に向け、平成26年度末に自主防災組織連絡協議会を設立するとともに、自主防災組織結成率100%をめざしています。

また、津波から人命を守るための緊急避難場所としての津波避難ビルは、平成29年10月1日現在311か所を指定し、その他、避難路340か所、津波避難センター3棟、津波避難タワー9基を整備しています。

単身高齢者世帯及び障害者に対する防災訪問は、各種災害による避難及び通報能力の有無等を確認する上で大きな成果を得ています。今後は、急速な高齢化による対象者の増加が予測され、対象者の絞り込みも課題です。

平成24年度から高知市総合防災情報システムを活用した要配慮者の情報共有システムが稼働し、要配慮者の支援活動に関して、健康福祉部、防災対策部、消防局での情報共有が可能となりました。

避難行動要支援者対策の推進として、平成18年度から市内3地区(浦戸、種崎、北高見)で災害時要援護者支援地域活動モデル事業を実施してきましたが、災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられたことに伴い、平成26年度から避難行動要支援者対策事業として取組を進めています。平成26年12月には、取組の全体像を示す「高知市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)」を策定するとともに、身体障害者手帳1・2級(総合等級)や療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人等を対象に名簿を作成

しました。今後は、本人同意を得た上で平常時から地域の関係団体へ名簿情報の提供を行い、地域が主体となって、名簿情報を活用した個別計画の策定や防災訓練を行う等、災害時における避難支援や安否確認等を円滑に行える体制の構築が必要です。

平成 28 年度には、高知県南海トラフ地震時「重点継続要医療者支援マニュアル」が策定され、これを受けて平成 28, 29 年度には庁内関係課で検討を行い、在宅人工呼吸器装着者のうち 24 時間呼吸器活用が必要な方の「災害時個別支援計画」の作成を関係課の担当者を中心に着手することとなりました。平成 29 年度 10 月現在対象者は 12 名で、作成率は作成中を含めると 9 割となっています。今後も、在宅人工呼吸器装着者等の災害時個別支援計画の作成については、継続して実施し、定期的な見直しを行っていく必要があります。また、平成 29 年度から日常生活用具給付事業の対象品目として、在宅人工呼吸器用発電機を追加し、在宅で常時人工呼吸器を使用する方を対象に給付を開始しています。

大規模な災害発生時において、一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるための一時的な避難所として福祉避難所*があります。

この福祉避難所については、平成 29 年 9 月 1 日現在、本市所管施設、老人ホーム等 35 か所を指定しましたが、さらなる施設の確保とともに各施設ごとの運営体制の構築も重要です。

今後の方向性

○ 本市全体の防災対応力の向上

地域防災計画に基づき、要配慮者対策をはじめとするさまざまな対策を推進し、本市全体の防災対応力の向上をめざします。

自主防災組織連絡協議会の結成により、各地区の情報交換や活動の連携、協力体制の構築をめざしていきます。

避難行動要支援者対策事業では、避難行動要支援者名簿を活用した個別計画策定や、地域での日頃の見守りや支え合いといった地域活動と防災活動の一体的な取組が、実効性の高い避難支援等につながります。これまでのモデル事業のノウハウも活かしながら、地域と行政が協働して事業を進めていきます。

福祉避難所及び津波避難ビル等については、引き続き、社会福祉施設や民間

施設等との協議を進め、協定等により確保するよう努めていきます。また、福祉避難所は、支援者の確保や支援体制の確立、物資の備蓄等について整備を進めるとともに、一般避難所への要配慮者用スペース設置に向けた方策を検討していきます。

事業等

- 地域防災計画(防災政策課)
- 自主防災組織育成強化事業(地域防災推進課)
- 津波防災対策事業(地域防災推進課)
- 避難行動要支援者対策事業(地域防災推進課)
- 福祉避難所整備事業費補助金(健康福祉総務課)
- 単身高齢者世帯等防災訪問(消防局予防課)

* 避難行動要支援者:

要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、かつ災害が発生し、または発生する恐れがある場合に自ら避難することが著しく困難である人

* 要配慮者:

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等特に配慮が必要な人

* カバー率:

全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。本市の場合、小街ごとに算出し、その積算をして市全体のカバー率とする。

* 福祉避難所:

高齢者や障害者等、一般的な避難所では生活に支障がある人を対象に何らかの特別な配慮がされた施設

高知市障害者計画(平成 30～32 年度) 策定
今後のスケジュール

日程	名称等	内容
平成 29 年 12 月 1 日(金)	第 3 回 推進協議会	障害者計画素案について
平成 30 年 1 月 10 日(水)	第 4 回 推進協議会	障害者計画素案について 障害福祉計画・障害児福祉計画 素案について
1 月 22 日(月)～2 月 13 日(火)	パブリックコメント	
2 月下旬～3 月上旬	第 5 回 推進協議会	障害者計画原案について 障害福祉計画・障害児福祉計画 原案について
3 月上旬	市長答申	